

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県清須市

2 構造改革特別区域の名称

地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

愛知県清須市の全域

4 構造改革特別区域の特性

清須市は、愛知県西部、尾張平野のほぼ中央に位置し、南部及び東部は名古屋市に、北部は稲沢市に、西部はあま市に隣接している。

地形は比較的平坦で、庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域が海拔 10m 未満となっている。また、庄内川のほかには新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれている。

交通は、JR 東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、東名阪自動車道、国道 22 号、国道 302 号などの道路網により周辺都市との連携が図られている。

総面積は 17.32k m²で、東西約 5.5km、南北約 8.0km の広がりを持ち、地目別では、宅地(46.1%)が最も多く、次に道路(18.5%)、農用地(16.7%)、水面・河川・水路(6.2%)、その他(12.5%)となっている。

人口は、66,245 人(平成 26 年 4 月 1 日現在)で、ここ数年は微増傾向にある。年少人口比率は 14.4%、高齢化率は 22.2%である。世帯数は 26,814 世帯で増加を続け、核家族化が進んでいる。

本市の区域の歴史ははるか遠く、尾張平野最大の遺跡である朝日遺族に集落が開かれた弥生時代にさかのぼる。戦国時代には織田信長の拠点として、また、江戸時代には名古屋の青物市場とあわせ、宿場町として栄えていた。江戸時代中期には、庄内川の氾濫による幾度とない水害に対応して新川が竣工された。平成 12 年 9 月には東海豪雨水害により甚大な被害が発生した。そして、平成 17 年 7 月 7 日、西枇杷島町、清洲町及び新川町の 3 町は合併し、清須市が誕生した。

また、平成 21 年 10 月 1 日、春日町が清須市に合併した。

本市の現況は、JR 東海道本線、名鉄線などの鉄道網や東名阪自動車道、国道 22 号、国道 302 号などの道路網により大規模工場が立地されているとともに、

各駅周辺の住宅立地が進んでいる。

本市においても、少子高齢化が急速に進んでおり、共働き家庭やひとり親家庭の増加、土日就労や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズに適切な対応をするための子育て支援に取り組んでいる。市内では、公立保育所が 12 園(西枇杷島地区 1 園、清洲地区 5 園、新川地区 4 園、春日地区 2 園)と公立幼稚園 2 園(西枇杷島地区 2 園)を設置して、保育・幼児教育が実施されており、私立保育所、私立幼稚園はない。公立保育所の定員は 1,730 名で、延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育を実施して、保育の充実を図っているが、園児数は特に 3 歳未満児が増加を続けており、今後、乳児保育や病後児保育などの保育ニーズに対応するためには施設拡充が必要となっている。また、一場保育園と新清洲保育園の 2 か所の保育所と 2 か所の幼稚園が施設の耐震化と老朽化に課題があり、早急な対応が求められている。当然、保育所での給食については、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により保育所内での対応が困難な状況にある。

本市は、大型調理施設である公立の学校給食センターが完成し、そこからの給食搬入を実施することは、調理設備の維持管理経費の削減や食材の一括購入と調理員の合理的配置による経費の節減と増加する保育需要への対応が可能となる。また、食育基本法が制定され、本市では食育推進計画を策定して食育への取り組みを進めているところであり、学校給食では地産地消と食育に積極的な事業展開を図っている中、最小の経費で最大の効果が期待される地方自治体において、安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育を推進することができる。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、児童の育成環境、女性の社会参画、行財政改革の観点から、適切な子育て支援のあり方について、多様なニーズに対応した柔軟なサービスの提供を目指していくことが必要とされている。特に、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、交通事故や児童犯罪の心配、テレビ・ゲーム遊びの増大など、子どもを取り巻く環境は大きく変わっているため、保育所や幼稚園において、子どもの集団遊びを通じた社会性を養う教育など、幼児教育の役割はますます大きくなってきている。そのひとつとして、家庭教育力を充実するために、児童の食生活を支援することを通じた取り組みが重要とされている。

清須市では、幼児教育プランを作成して、幼保一元化に向けた幼稚園・保育所の統廃合の方向性を示している。このプランでの将来像は「地域で友だちとともに育つ幼児教育のまち」として、基本方針については、①保育所と幼稚園機能を持つ認定こども園で幼児教育を進める、②子どもを地域で育てる、③小学校との連携を推進する、④多様な就労形態の保護者の子育てを支援する、⑤

効果的・効率的な施設整備・管理運営を進める、としている。

学校給食センターからの給食外部搬入方式を導入することは、食材の一括購入や調理員の適正配置による調理業務経費、施設設備の維持管理経費等の節減が図られ、保育所運営の合理化と子育て支援施策の充実、幼児教育プランの推進のための財源の確保が可能となる。また、衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理することは、給食の安全性を更に高めることにもつながる。

食育の面では、学校給食センターと保育所が連携することで、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食習慣を情報交換によって把握することができ、乳幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食習慣の定着を図ることができる。

学校給食センターでは、地産地消に取り組んでおり、従来、保育所では少量で調達できなかった地域食材を保育所の給食にふんだんに取り入れて、園児に供与できるようになる。特に、本市教育委員会では、毎月19日を食育の日として、学校給食に地元産の食材を積極的に取り入れて、地元産の食材に児童生徒が親しみをもてるように取り組んでいるので、保育所でも同様な給食が可能となり、地域で生産された食材で調理した安全で安心な給食を提供できるようになるとともに、乳幼児期から地元の食材に馴染むことは地産地消の促進に資するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 学校給食センターからの給食外部搬入方式の導入による公立保育所運営の合理化を進め、増大する保育需要と多様な保育ニーズに対応した保育所を実現する。
- ② 保育所や学校給食センター等、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の定着と健やかな育成に努める。
- ③ 給食に地元食材を活用することで、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消の促進へとつなげる。
- ④ 保育所では、年齢に応じて給食、食物アレルギー児に対応した給食、体調不良児に対する給食の提供を行うとともに栄養基準及び献立の作成基準を明示して、安全で安心な給食に取り組む。

7 構造改革特別区域計画が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 学校教育センターが一括して食材等を大量購入し、調理することで、材料費・人件費・光熱水費等、給食の調理に係る経費が節減され、保育所の効率的な運営が実現される。
- ② 衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理された給食を提供す

ることや節減された経費を財源に保育サービスを充実させることで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を提供することができ、少子化の対策に資するとともに子育て家庭の仕事と子育ての両立の支援に資する。

- ③ 乳幼児期からの一貫した食育と地産地消に取り組むことは、児童の正しい食習慣を形成することに資するものであり、また、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむことは、将来的な地産地消につながることになる。さらに、生産者にとっては、生産物が地元で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果生まれる。
- ④ 安全で安心な給食を保護者に実感できるようにできるように、年齢に応じた給食の内容や栄養基準及び献立の作成基準を明示して、目で分かる給食の提供に取り組むとともに、食物アレルギー児や体調不良児については、保護者との懇談をきめ細やかに行うなどによって、家庭と保育所とが一緒になって子どもの健康を守り育むことに資する。

8 特定事業の名称

920 公立における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(学校給食事業)

清須市学校給食運営委員会に保育所から園長を委員として参画し、情報交換や連携を行うことで乳幼児期からの一貫した食育の推進を図る。

(地産地消事業)

給食の食材として地元食材の使用を推進するとともに、生産者との連携により安心・安全な食材の確保、生産者・生産品の拡大に努め、地産地消の推進を図る。

(子育て支援事業)

多様な保育ニーズ、適切な子育て支援に対応するため、病後児保育を実施し、また、子育て支援センター事業の充実に取り組み、健全に子どもを産み育てる環境の整備を図る。

(幼児教育プラン事業)

「地域で友だちとともに育つ幼児教育のまち」を将来像として、多様な就労形態の保護者の子育ての支援や効果的・効率的な施設整備・管理運営を進めるため、幼保一元化に向けた幼稚園・保育所の統廃合に取り組み、幼児教育の推進を図る。

(子育て夢プラン策定事業)

児童の育成環境、女性の社会参画、行財政改革の観点から、適切な子育て支援のあり方について、多様なニーズに対応した柔軟なサービスの提供を目指して、総合的な計画を策定し、各種子育て支援事業の着実な展開を図る。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

清須市内の公立保育所（12保育所）

西枇杷島保育園、本町保育園、一場保育園、花水木保育園、新清洲保育園、朝日保育園、須ヶ口保育園、土器野保育園、桃栄保育園、星の宮保育園、中之切保育園、ネギヤ保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

公立保育所の給食を学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式に変更する。各保育所に調理員を1名ずつ配置し、学校給食センターに保育園専任の栄養士を配置するので、保育所と学校給食センターが協働して、年齢に応じた給食の提供、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。

学校給食センターには、園児用の調理器具類、食器類等、適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒して洗浄保管する。

5 当該規制の特例措置の内容

① 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」における留意事項を遵守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりであるが、各保育所とも、加熱設備として炊飯器及びガステーブル、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫が備え付けられており、再加熱や冷蔵・冷凍の保存等は可能である。

また、各保育所に調理員を1名ずつ配置しているので、保育士、調理員、学校給食センターの栄養士と連絡・調整・協議しながら、保育所内の調理室を活用し、年齢に応じた給食の提供、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供等を行う。具体的には、体調不良児について、供与量の調整、柔らかく再調理など柔軟に対応し、アレルギーや体調に応じて代替食や除去食を調理するなど、適切な給食を提供する。

清須市保育所調理室(給食室)調査

園名	調理室面積	加熱設備	保存設備		その他
	(給食室)㎡	ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	消毒保管庫
西枇杷島保育園	46.46	2口	1台	2台	1台
本町保育園	49.40	3口	1台	1台	1台
一場保育園	26.50	2口	1台	1台	1台
花水木保育園	15.88	3口	2台	2台	2台
新清洲保育園	15.96	2口	1台	1台	2台
朝日保育園	28.26	2口	1台	1台	2台
須ヶ口保育園	29.16	2口	1台	1台	2台
土器野保育園	51.03	3口	2台	1台	1台
桃栄保育園	22.68	2口	1台	1台	1台
星の宮保育園	32.40	2口	1台	1台	1台
中之切保育園	22.50	2口	1台	1台	1台
ネギヤ保育園	33.00	2口	1台	1台	1台

- ② 外部搬入による給食は、0歳児から実施することとし、給食の内容は学校給食と連携・調整をしながら、保護者も参画する献立委員会で年齢に応じた献立について検討し、味付け・大きさ・固さ・量などを適切に提供する。3歳未満児は、献立の内容によって適切な給食を提供するため、保育士、栄養士と連絡・調整・協議をして、保育所在勤の調理員が柔らかくしたり、刻み食としたりするなど適宜適切な給食を提供する。離乳食についても保育所在所の調理員が栄養士の指示を受けながら、適宜、保育所で再調理するなどにより適切に提供する。

学校給食センターからの外部搬入の契約については、原則は保育園と学校給食センターとの間で契約書を締結することが要件であるが、当市の公立保育所、学校給食センターともに設置、管理及び運営の責任者は市長であり、契約という行為は馴染まないため、保育所を所管する子育て支援課と学校給食センターが覚書を締結する方向で検討する。また、保育園長が学校給食運営委員会へ参画し、覚書の実行性を確保する。

- ③ 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日付社援第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日付指第14

号)」の第4の2及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付児発第86号)」を遵守する。

調理方式については、学校給食センターから30分以内で到着することが可能であるが、適切な食品の運搬を行うため、保温・保冷等ができる専用の容器を使用するなど、食品の温度管理を適切にして、温度管理が可能な給食運搬車を使用する。給食運搬車は、給食を小・中学校に配送しているが、当該地区の保育所分を組み込んで配送する。配送の順番は、保育所、小学校、中学校の順とする。運搬された給食は、保育所の調理室に搬入し、保冷が必要な食品は配膳時間まで冷蔵庫及び冷凍庫で保存する。給食は調理が完了してから1時間以内で配膳、喫食が可能である。

(給食センター配送スケジュール)

○食器配送作業

清須市学校給食センター						
委託業者の専用車で配送	1号車		2号車		3号車	
	配送開始	8:50	配送開始	8:50	配送開始	9:23
	↓		↓		↓	
	須ヶ口保育園	9:03	桃栄保育園	9:18	一場保育園	9:29
					↓	
					朝日保育園	9:37
					↓	
					星の宮保育園	9:45
	5号車		6号車		7号車	
	配送開始	8:55	配送開始	8:55	配送開始	8:55
↓		↓		↓		
中之切保育園	9:00	土器野保育園	9:21	西枇杷島保育園	9:24	
↓						
ネギヤ保育園	9:18					
8号車		8号車				
配送開始	9:00	配送開始	9:46			
↓		↓				
本町保育園	9:17	花水木保育園	9:56			
↓						
新清洲保育園	9:27					

○給食配送作業

清須市学校給食センター						
委託業者の専用車で配送	2号車		3号車		7号車	
	配送開始	10:30	配送開始	10:35	配送開始	10:30
	↓ 須ヶ口保育園	10:42	↓ 一場保育園	10:41	↓ 西枇杷島保育園	10:51
	↓ 桃栄保育園	10:52	↓ 朝日保育園	10:49	↓ 土器野保育園	11:10
			↓ 星の宮保育園	10:57		
10号車		11号車				
配送開始	10:30	配送開始	10:35			
↓ 花水木保育園	10:40	↓ 中之切保育園	10:40			
↓ 新清洲保育園	10:50	↓ ネギヤ保育園	10:51			
↓ 本町保育園	11:00					

○回収作業

清須市学校給食センター						
委託業者の専用車で回収作業	1号車		2号車		3号車	
	回収開始	13:04	回収開始	13:04	回収開始	13:04
	↓		↓		↓	
	西枇杷島保育園	13:25	土器野保育園	13:19	須ヶ口保育園	13:19
	5号車		6号車		7号車	
	回収開始	13:04	回収開始	13:04	回収開始	13:04
	↓		↓		↓	
	本町保育園	13:13	花水木保育園	13:14	朝日保育園	13:09
	↓				↓	
桃栄保育園	13:24			星の宮保育園	13:20	
8号車		10号車		11号車		
回収開始	13:04	回収開始	13:04	回収開始	13:04	
↓		↓		↓		
一場保育園	13:09	ネギヤ保育園	13:12	中之切保育園	13:09	
↓						
新清洲保育園	13:22					

清須市学校給食センター施設概要

面積	3,627.72 平方メートル
職員配置数	所長 1名 副所長 1名 事務職員 3名 学校栄養職員 5名 幼稚園保育所栄養士 3名 調理員 63名 平成27年3月末日現在
調理能力	9,000 食
調理器具一覧	ピーラー 次亜水生成システム 冷蔵庫 冷凍庫 消毒保管機 スライサー サイノ目切機 連続フライヤー SVロースター 蒸気回転釜 真空冷却機 冷却機能付消毒保管機 カートイン消毒保管機 コンテナイン消毒保管機 カゴごと 食器洗浄機 NAWコンテナ洗浄機 NAW食缶類洗浄システム 厨芥処理機

- ④ 現在、園児の給食については、各保育所での職員会議の反省を経て、園長会及び献立委員会において検討されており、各段階で検証が行われている。また、1か月ごとの献立表を保護者に配布して、各保護者への給食に対する理解や園児の食材に対するアレルギーの有無、献立に対する保護者の要望等の聴取などに努めている。こうした過程を継承することで、保育所間の共通理解と共通認識を図り、また、保育園長が清須市学校給食献立委員会に参画し、学校給食センターの栄養士との連携を図ることによって、給食の献立等への保育所や保護者の意見の反映に取り組んでいく。さらに、栄養素量の給与については、年齢に応じた栄養素量を給与することともに、児童の嗜好に配慮した献立を提供して、正しい食習慣が身につくように、栄養指導計画を立てて食育を推進していく。食育を推進する観点からは、地元で生産される農産物をふんだんに取り入れて、地産地消を図るとともに、児童が安心して食べられる給食とする。